

【ご旅行条件書】（国内募集型企画旅行）

<契約書面の一部となりますので必ずお読みください。>

この旅行は、（一財）ブナの里白神公社津軽白神ツアーが（以下、「当社」）旅行企画・募集する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行を締結することになります。

契約の内容・条件は当サイトまたは募集広告（パンフレット・チラシ等）の各コース毎に記載されている条件の他、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終日程表および当社の「旅行業約款」（以下「募集型約款」）によります。

当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下、「旅行サービス」）の提供を受けることができるように手配し旅程を管理することを引き受けます。

募集型企画旅行実施可能区域：西目屋村・弘前市・鱒ヶ沢町・大館市・藤里町

【お申込み方法と契約の成立】

- ① お電話でお申込みの方は、当社がご予約の承諾をした時に契約が成立いたします。
- ② 通信手段（メール・FAX 等）でお申込みの方は、当社営業日・営業時間内の「3 日以内」にご回答させていただきます。当社がご予約の承諾をした時に契約が成立いたします。 ※メールでお申込みの場合は、当社がメールを受信しただけでは契約成立とはなりませんのでご注意ください。

【お申込み条件】

- ① 20 才未満の方が単独で参加される場合は親権者の同意書が必要です。15 才未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。
- ② 慢性疾患をおもちの方や現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に障害をおもちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出下さい。
- ③ 当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とさせていただきます。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のため、介助者や同伴者の同行、当社スタッフの派遣などを条件とさせていただくか、ご参加をお断りさせていただく場合があります。
- ④ お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担になります。

【旅行代金の適用範囲】

満 12 歳以上の方は「おとな料金」、満 6 歳以上 12 歳未満（小学生）の方は「こども料金」となります。なお、旅行代金は各コース毎に表示しております。

【旅行代金のお支払いについて】

旅行代金は（申込金を除く残金）旅行開始日当日に集合場所の係員にお支払いください。当社では旅行開始日より前に、旅行代金（申込金を除く）を収受できませんので残金または旅行代金は当日お支払いください。

【旅行代金に含まれるもの】

当サイト、パンフレットに明示した①運送機関の運賃・料金（注釈がない限りエコノミークラス）②宿泊費・食事代・入場料・消費税などの料金。

但し、コースによっては一部料金に含まれない場合もあります。（その場合は、パンフレットに「お客様負担」など明示いたします。）また、添乗員同行のコースは③添乗員費用も料金に含まれます。④旅行日程に含まれる送迎バス等の料金。その他募集広告内で含まれる旨表示したものを。

※上記諸費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

【旅行代金に含まれないもの】

前項以外のもので、個人的な使用目的となるもの。（例）フリータイム時の昼食や拝観料、オプションツアー、超過手荷物料金、クリーニング代、1 人部屋を使用される場合の追加料金など。

【お客様の交替について】

お客様は、当社の承諾を得て契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に所定事項を記入のうえ当社に提出していただきます。交替に際し、費用が発生した場合は代金をいただきます。また、当社は利用運送機関、宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

【取消料について】

旅行契約成立後、お客様の都合により契約を解除されるときは、下記表の金額を取消料として申し受けます。

下記の取消料率は標準旅行業約款の基づいたものです。ツアーにより取消料率が異なる場合がありますので、詳しくはお問合せまたはホームページをご確認ください。

《宿泊が伴うツアー》

取消日より	21日前	20日前～8日前	7日前～2日前	前日	当日	無連絡不参加
取消料	無料	旅行代金の20%	同30%	同40%	同50%	同100%

《日帰りツアー》

取消日より	11日前	10日前～8日前	7日前～2日前	前日	当日	無連絡不参加
取消料	無料	旅行代金の20%	同30%	同40%	同50%	同100%

【取消料がかからない場合】

下記の場合は取消料はいただきません。（旅行開始前）

- ① 当社の都合により旅行が中止になった場合。（例）最少催行人数に達しないなど。
- ② 当社が確定日程表を表記日までに交付しなかった場合。※但し、出発日が近づいてからの申し込みの場合で、交付が間に合わない場合を除く。
- ③ 当社の責に帰すべき事由により、当初の旅程日程通りの実施が不可能となった場合。

【確定書面（最終旅行日程表）】

当社はお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも出発日の前日までにお渡します。（原則として出発日の10日前～3日前までにはお渡しするよう努力いたしますが、申込み日が旅行開始日の前日から起算して7日前にあたる日以降に申し込まれた場合、出発日間際にお渡しすることもあります。）

【契約内容の変更】

当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全且円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後に説明します。

【催行中止の場合】

お申込み人数が最少催行人数に達しなかった場合は催行中止となります。その場合、1泊以上のツアーは10日前まで、日帰りツアーの場合は4日前までにご連絡します。また自然災害などで危険と判断した時は、上記連絡時期より後であっても中止となる場合があります。

【当社による旅行契約の解除】

当社は次に掲げる場合において、旅行開始前に旅行契約を解除する場合があります。

- ① お申込み人数が最少催行人数に達しなかった場合。
- ② 当社が予め明示した性別・年齢・資格等その他の申込み条件を満たしていない事が判明したとき。
- ③ 旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により当該旅行に耐えられないと認められるとき。
- ④ 団体行動への支障（他旅行者への迷惑行為等）、団体旅行の円滑な実施が不可能と判断されたとき。
- ⑤ 天災地変、輸送機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において安全かつ円滑な実施が不可能また

は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

⑥ 旅行者が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

【旅行出発後の欠航・運休等の取扱について】

旅行開始後、悪天候等で輸送機関が欠航・または運休した場合、現地での滞在費用・食事代・交通費等はおお客様のご負担となります。

【当社の責任および免責事項】

当社は当社または手配代行者が故意または過失により、お客様に損害を与えた時は損害を賠償いたします。

お荷物に関する損害については、損害発生の翌日から起算して 1 4 日以内に当社に対して通知があった場合に限り、1 人 1 5 万円まで補償されます。但し、1 個・1 組または 1 対あたりの限度額は 1 0 万円。1 回の事故につき 3,000 円を超えない場合は補償されません。

下記のような場合は原則として責任を負いません。

- ① 天災地変・戦乱・暴動またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
- ② 運送・宿泊機関の事故もしくは火災、またはこれらのために生じる旅行日程の変更および旅行の中止。
- ③ 宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公庁の命令または伝染病による隔離
- ④ 盗難
- ⑤ 当社または手配代行者の関与し得ない自由による損害を被ったとき。

【お客様の責任】

お客様の故意または過失により当社が被害を被ったときは、お客様に損害を賠償していただきます。

【旅程保証について】

当社は下記①～⑥の契約内容の重要な変更が生じた場合は、旅行代金に 1 %～ 5 %の所定の料率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一募集型企画旅行につき合計 1 5 %を上限とし、支払う変更補償金の総額が 1,000 円未満の時はお支払いいたしません。※注) 18. 「旅程保証」変更補償金の支払い参照

- ① 旅行開始日または旅行終了日の変更 ② 入場する観光地、観光施設その他の目的地変更 ③ 運送機関の下等級への変更
- ④ 運送機関の種類または会社名の変更 ⑤ 宿泊機関の種類または名称の変更 ⑥ 宿泊機関の客室の種類、設備、景観の変更

ただし、下記の事由による変更については、変更補償金は支払われません。

- ① 天災地変 ② 戦乱 ③ 暴動 ④ 官公署の命令 ⑤ 欠航・不通・休業等の運送機関等の旅行サービス提供の中止 ⑥ 遅延・運送スケジュールの当初の運行計画によらない運送サービスの提供の中止などによる場合

【特別補償について】

当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、募集型約款特別補償規定により、規定の特別補償金および見舞金をお支払いいたします。

※詳しくは HP の特別補償規定を参照ください。

【取扱箇所】

036-1411

青森県中津軽郡西目屋村田代字神田 219-1

(一財) プナの里白神公社 津軽白神ツアー

青森県知事登録旅行業 第 3-153 号

旅行業務取扱管理者 濱中 真

営業時間 平日 9:00～17:00

休業日 水曜日

e-mail shirakami-t@kumagera.net

Tel.0172-85-3315 Fax.0172-85-3316

●基準期日

この旅行条件書は、2019 年 1 月 23 日現在を基準としています。